

議案第42号

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市建築等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～51の6 [略]		1～51の6 [略]	
51の7 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。） <u>第137条の12</u> 第11項の規定による既存の建築物に対する接道義務制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	[略]	51の7 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。） <u>第137条の12</u> 第6項の規定による既存の建築物に対する接道義務制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	[略]
51の8 令 <u>第137条の12</u> 第12項の規定による既存の建築物に対する道路内建築制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	[略]	51の8 令 <u>第137条の12</u> 第7項の規定による既存の建築物に対する道路内建築制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	[略]
51の9～11 [略]		51の9～11 [略]	
51の12 法第93条の2に規定する建築計画概要書、建築計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、建築基準法令による処分等の	1通につき 400円（法第93条の2に規定する建築計画概要書と建築基準法令による処分	51の12 法第93条の2に規定する建築計画概要書、建築計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、建築基準法令による処分等の	1通につき 400円

概要書及び全体計画概要書の写しの交付	<p><u>等の概要書を併せて交付する場合には、これらを1通とみなす。)</u></p>	概要書及び全体計画概要書の写しの交付
52～59 [略]		52～59 [略]
60 <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u> （平成14年法律第78号） <u>第163条の59</u> の規定による容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	[略]	<u>60 マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u> （平成14年法律第78号） <u>第105条</u> の規定による容積率の特例の許可の申請に対する審査
61～79 [略]		61～79 [略]
備考 [略]		備考 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第60項の改正は、令和8年4月1日から施行する。